（八王子市）

**○**[**八王子市公衆浴場法施行条例**](https://www3.e-reikinet.jp/hachioji/d1w_reiki/42490101001900000000/42490101001900000000/42490101001900000000.html)

平成24年３月28日
条例第19号

第１条から第２条　＜省略＞

（衛生及び風紀に必要な措置の基準）

第３条　法第３条第２項の規定による条例で定める措置の基準のうち、普通公衆浴場に係るものは、次のとおりとする。

(１)　下足場、脱衣室、浴室、便所、廊下その他入浴者が直接利用する場所は、床面において20ルクス以上の照度を有すること。

(２)　浴場の施設は、常に清潔を保持し、下足場、脱衣室、浴室、便所、廊下、洗いおけ、腰掛けその他入浴者が直接利用する施設及び設備は、毎日１回以上掃除し、又は洗浄すること。

(３)　脱衣室及び便所は、毎月１回以上消毒すること。

(４)　浴場の施設は、ねずみ、衛生害虫等の生息状況について毎月１回以上点検し、適切な防除措置を講ずること。

(５)　洗い場及び下水溝は、水流を良好にし、汚水を滞留させないようにすること。

(６)　浴槽水の水質基準については、次のとおりとすること。ただし、市長が、当該基準（ウ及びエの基準を除く。以下この号において同じ。）により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、この基準の一部又は全部を適用しないことができる。

ア　濁度は、５度以下とすること。

イ　過マンガン酸カリウム消費量は、１リットルにつき25ミリグラム以下とすること。

ウ　大腸菌群数は、１ミリリットル中に１個以下とすること。

エ　レジオネラ属菌は、検出されないこと。

(７)　浴槽水は、常に満杯を保ち、湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に供給すること。

(８)　浴槽水は、１日１回以上換水すること。

(９)　温泉法（昭和23年法律第125号）第２条第１項に規定する温泉を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）を使用する場合には、次の措置を講ずること。

ア　貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、市規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行うこと。

イ　貯湯槽内の湯は、市規則で定める温度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合は、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。

(10)　ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の措置を講ずること。

ア　ろ過器は、市規則で定めるところにより、逆洗浄その他の適切な方法でろ材に付着した生物膜等の汚れを定期的に除去するとともに、内部の消毒を行うこと。

イ　浴槽水を循環させるための配管は、市規則で定めるところにより、定期的に内部の消毒を行うこと。

ウ　集毛器は、市規則で定めるところにより、定期的に内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。

エ　浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が１リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難い場合は、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。

オ　浴槽水は、市規則で定めるところにより、定期的に水質検査を行うこと。

(11)　前２号の規定による清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、３年間保存すること。

＜中略＞

(34)　ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の要件を満たす構造設備であること。

ア　ろ過器は十分なろ過能力を有し、かつ、浴槽水が流入する前の位置に集毛器が設置されていること。

イ　ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難い場合は、ろ材の交換が適切に行える構造であること。

ウ　循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しないこと。

エ　浴槽からあふれた湯水を再利用しないこと。

オ　入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつの吸引等による事故を防止するための措置が講じられていること。

カ　循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられていること。

＜以下省略＞

**〇**[**八王子市公衆浴場法施行細則**](https://www3.e-reikinet.jp/hachioji/d1w_reiki/41990210006700000000/41990210006700000000/41990210006700000000.html)

平成24年３月30日

規則第34号

第１条から第９条　＜省略＞

（貯湯槽内部の清掃及び消毒）

第10条　条例第３条第１項第９号アの規定による貯湯槽内部の清掃及び消毒は、１年に１回以上行うものとする。

（貯湯槽内の湯の温度）

第11条　条例第３条第１項第９号イの市規則で定める温度は、摂氏60度とする。

（ろ過器の汚れの除去及び消毒）

第12条　条例第３条第１項第10号アの規定によるろ過器の汚れの除去及び内部の消毒は、１週間に１回以上行うものとする。

（配管内部の消毒）

第13条　条例第３条第１項第10号イの規定による配管の内部の消毒は、１週間に１回以上行うものとする。

（集毛器内部の毛髪、あか、ぬめり等の除去）

第14条　条例第３条第１項第10号ウの規定による集毛器の内部の毛髪、あか、ぬめり等の除去は、毎日行うものとする。

（浴槽水の水質検査等）

第15条　条例第３条第１項第10号オの規定による浴槽水の水質検査は、レジオネラ属菌について１年に１回以上行うものとする。

２　前項の水質検査により、レジオネラ属菌が検出された場合は、適切な処理を行った上でレジオネラ属菌が検出されないことを確認しなければならない。

＜以下省略＞